

(別記1)

ホープツーリズム拡大推進事業
業務委託仕様書(案)及び企画提案要求項目
(企画提案要求項目箇所は下線)

1 委託業務の名称

ホープツーリズム拡大推進事業

2 事業目的

東日本大震災から13年が経過したものの、本県の浜通りを取り巻く環境は、震災前の観光客入込数として未だ6割(令和4年度)の状況と他の地域と比較して低く根強い風評がある。

本事業は、浜通り地域への来訪者の呼び込みにつなげるため、ホープツーリズムとしての学びの旅(教育旅行や企業研修)にとらわれない、一般観光の楽しみ方による観光客の誘客促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

4 委託業務の内容

(1) サイクリスト誘致(39,471千円)

ア サイクリスト受入環境整備

(ア) ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会の運営等

令和7年度末(想定)のナショナルサイクルルート(以下「NCR」という。)の指定を目指し、令和5年7月26日に設立した「ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会」の事務局運営を行うとともに、NCRの指定要件を満たすべく、本事業で行う受入環境・情報発信等について、県と協議し、推進計画を策定の上、計画的に事業を進めること。

(イ) サイクリスト対応施設の整備等

サイクリストが休憩や宿泊で利用できる施設(サイクルオアシス)、または、故障時等に修理等やピックアップの対応ができる施設(サイクルレスキュー、サイクルタクシー)の新規指定施設を5施設以上確保できるよう支援すること。

なお、新規施設の確保に当たっては、県と協議の上、新規指定施設候補を10施設以上選定するとともに、当該施設事業者に対し、設置の意義や必要

性について理解を得ること。

サイクルオアシスに対しては、NCRの指定要件にあるサイクルステーション・宿泊施設の要件が満たされるよう施設事業者と調整を図ること。

また、サイクリストへのサービスの向上を図るため、サイクリスト対応施設向けに受入時の対応講習会を1回以上開催すること。

(ウ) 福島県浜通りサイクルルートアドバイザー（仮称）の設置・運営

NCR指定を目指す際に、市町村等の要請に応じて課題解決につなげられる専門家を派遣し、もってサイクリングを通じたまちづくりの推進に資するため、「福島県浜通りサイクルルートアドバイザー（仮称）（以下「アドバイザー」という。）」の設置及び運営を行うこと。

なお、アドバイザーの選定に当たっては県と協議の上、決定すること。

(エ) サイクルガイドの育成

サイクリストに同行して観光ガイドを行うとともに運行上のリスク管理などを行う多言語対応（日本語、英語）のサイクルガイドを育成する講習会を1回以上開催すること。参加者は10人を目標とし、講習会参加の募集方法・スケジュールについては、県と協議の上、決定すること。

(オ) サイクリスト招請によるサイクリングルートの検証

アドバイザーとは別に国内有識者と海外のサイクリストを各1名以上招請し、モニターツアーにより浜通り地域等のサイクリングルートを実走したうえで、受入環境整備等に関するフィードバックを受けること。モニターツアーにはアドバイザーの同行を求めること。

イ 誘客促進

(ア) ふくしま浜通りサイクリングアンバサダー（仮称）の設置

福島県浜通りのサイクリングに関する情報発信を継続して行う「ふくしま浜通りサイクリングアンバサダー（仮称）」を、日本在住者及びインバウンド向け各1名以上選任すること。「ふくしま浜通りサイクリングアンバサダー（仮称）」は発信力を有し、本県のサイクリングイベント・セミナー・会議等への複数回の出席が可能な者とする。

(イ) サイクリングイベントへの出展

本県のインバウンド拡大を図り、重点市場の一つでもありサイクリングが盛んな台湾からの誘客につなげるため、「台湾サイクリングフェスティバル（令和7年3月）」に出展すること。

出展に当たっては、浜通り地域等の関係事業者と連携すること。

ウ 情報発信

(ア) 多言語ルートマップの作成

日本語、英語、繁体字によるルートマップを各 1,000 部作成すること。

なお、マップ作成に当たっては、NCRの指定要件を満たす内容を網羅すること。

(イ) ホームページ等による発信

ルートの紹介（写真や動画等）・地域の魅力・文化、地域の拠点・立寄スポット、緊急時サービス等の情報、上記（ア）によって作成したマップのダウンロード、GPSデータのダウンロード等の情報を、多言語（日本語、英語、繁体字）により、ホームページ（<https://www.fukushima-hamadoori-cycle.com/>）、SNS等で発信すること。

また、メディア等とタイアップし効果的な情報発信を行うこと。

掲載メディアは、3媒体以上とし、いずれも異なるターゲット層を設定すること。

なお、企画提案に当たっては、ターゲットに応じて詳細なテーマ等を設定し、より深い魅力の訴求となるよう具体的に提示すること。

(ウ) ノベルティの制作

浜通りサイクリングルートの周知拡大に活用できるノベルティを1種類以上作成すること。ふくしま浜通りサイクリングルートのロゴを活用し、1個あたりの単価は安価とし1,000個制作すること。

(エ) 調査分析

サイクリストの福島県での走行における満足度やイメージの調査分析を行うこと。また、調査結果に基づいた次年度の事業提案をすること。

(2) 二次交通対策・首都圏向けイベント開催 (60,500千円)

ア 二次交通対策（周遊バス運行実証）

宿泊施設等乗車が見込まれる施設を発着とし、東日本大震災・原子力災害伝承館をコースに含んだ周遊バスの運行を延べ10日以上実施すること。運行期間については県と協議の上決定すること。

周遊バス乗車目標人数は延べ200名以上とし、効果的な広告を実施し誘客につなげること。

将来的な収益化を念頭に、運行時期・コース・料金設定を行うこと。

周遊バスには、ホープツーリズムフィールドパートナーを乗車させ、震災・

原子力災害及びその後の復興に関する正しい情報を乗車した方に伝えること。

なお、フィールドパートナーの手配は福島県観光物産交流協会に依頼することとし、手配・派遣にかかる費用は事業費で負担すること。

企画提案に当たっては、令和6年度からJヴィレッジで固定開催されるインターハイサッカー男子競技に合わせた運行実証も含めること。

なお、企画提案に当たり、運行時期、コース、料金設定のほか、利用促進のための具体的な周知の手法について提示すること。

また、乗車者及び周遊先施設にアンケートを実施し、効果分析を行うこと。

イ 首都圏向けイベント開催

(ア) 「浜フェス」の実施

首都圏において、浜通り地域の魅力を発信しながら、浜通り地域でチャレンジしている「人」や、浜通り地域ならではの「食」、「産品」、「風景」などを紹介するため、集客力のある独自イベント「ふくしま浜通り観光交流フェスティバル（浜フェス）」を連続した2日間以上の日数で開催し、延べ9,000名以上の集客に努めること。

イベント来訪客が浜通り地域に関心を持ち、同地域への誘客につながる仕組みを企画、実施すること。

なお、開催日及びイベント会場は、以下のとおり確保済みであるが、使用料等については委託料に含めるものであること。

・開催日：令和6年10月19日（土）・20日（日）

・会場：六本木ヒルズアリーナ（東京都港区六本木6丁目10-1）

イベント会場への来場客層、消費者ニーズに応じた商品ラインナップが可能となるよう、浜通り地域の自治体等と連携し、出展事業者を募集すること。

出展者等参加事業者に対し、アンケートを実施すること。

また、企画提案に当たっては、来訪客が浜通り地域に関心を持ち、同地域への誘客につながるような具体的な企画内容及び来訪促進のための周知方法を提示するとともに、出展事業者に対する支援策について具体的に提示すること。

(イ) マルシェ等を活用した情報の発信

多くの集客が見込まれる首都圏のマルシェや羽田空港第1ターミナルの羽田産直館等の会場内に特設ブースを設置し、浜通り地域の認知度向上及び浜通りへの来訪を促進する情報発信を行うこと。

開催は、年1回以上、連続した2日間以上の開催とし、延べ300名以上の来場者に対し情報の発信を行うこと。

上記（ア）及び（イ）とも、来場者及び出展事業者等に対しアンケートを実施し、効果分析を行うこと。

なお、企画提案に当たっては、来場者が浜通り地域に関心を持ち、同地域への来訪につながる具体的な企画内容及び来場促進のための周知方法を提示すること。

（３）ホープツーリズムプロモーション（24,391千円）

ア ファンコミュニティサイトの構築

（ア）ファンコミュニティサイトの構築

ホープツーリズム体験者や浜通り地域等のファン等による双方向発信可能な福島浜通りファンコミュニティサイトを構築すること。

コミュニティサイトは既に自治体や全国展開企業等からの受託実績のある事業者が運営しているものを活用するものとする。

なお、企画提案に当たっては、具体的なコミュニティサイトを提示すること。

（イ）ファンコミュニティサイトの運営

サイトへの投稿に当たっては、浜通り地域等への新規来訪促進・再来訪促進のための最新の情報を継続的に発信すること。

ファンコミュニティサイトへの登録及び利用促進のためのキャンペーンを年2回以上実施すること。

企画提案に当たっては、コミュニティ参加者の来訪につなげるための投稿手法や参加者を増やすためのキャンペーンの内容など具体的な手法について提示すること。

（ウ）効果分析

コミュニティサイト内での投稿を分析の上、投稿内容の最適化を図るとともに、浜通り等地域のイメージや意識変容を取りまとめ、年2回以上県へ報告すること。

また、実績報告書の作成に当たっては、投稿の分析結果から今後の浜通り地域等への来訪促進策を盛り込むこと。

イ 情報発信

「あなたの旅がきっとある。ふくしま浜通り (<https://hamadori-coast.com/>)」の公式WEBサイトを活用した情報発信を行うとともに、上記（１）～（３）の各事業の組み合わせによる効果的なデジタルプロモーション

ョン、メディア等を活用した情報発信を行うこと。

また、アクセス解析によるサイト訪問者の属性分析、行動分析を行うとともに、Google アナリティクスやサーチコンソール等を活用し、WEB ページへの流入状況等の把握を行うこと。

なお、企画提案に当たっては、情報の分析手法について具体的に提示すること。

ウ 調査・分析業務

アンケート調査を通じて観光客の満足度やブランドイメージの分析を実施するとともに、実績報告書の作成に当たっては、これらを基に次年度事業戦略を盛り込むことこと。

(4) 関連事業との連携

浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、別に示す「ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）（注1）」及び「ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業（注2）」との連携により、事業効果の最大化を図ること。

注1）ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）

浜通り地域には特色のあるキャンプ場が多く点在している。

そこで、浜通り地域の海・山からのロケーションやその土地ならではの食などをキャンプ場と効果的に組み合わせることにより、キャンプをフックとしたホープツーリズムの体感、さらには浜通り地域への誘客促進を図る事業。

注2）ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業

風評被害への対策として、ふくしま浜通りならではの海の魅力を高めるブルー・ツーリズムを推進し、国内外から浜通りへの観光誘客と観光客の定着を促進し、浜通り地域の活性化を図る事業。

(5) SDG s の推進

本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標（SDG s）の要素を踏まえること。

なお、企画提案に当たっては、SDG s との関連性について具体的に提示すること。

(6) その他注意事項

実施については、以下の内容を踏まえること。

- ・事業全体の統括責任者及び小事業における責任者を配置すること。
- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者（特に県外者）が見込めるように考慮した集客方法を行ない、チラシの作成・配布、ホームページ、SNS等を利用し、効果的に行うこと。
- ・ツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ・事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし甲が著作物を継続的に利用できるものとする。

5 成果品

- (1) 業務実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載 持続的な取組とするための手立ての記載等）
- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）

- ・実施工程表（様式任意）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業

- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業

2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。
(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。
(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。
(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。